

福島環境再生事務所における廃棄物関連部門の移転等について（お知らせ）

平成 25 年度補正予算措置に伴う福島環境再生事務所の体制強化等に伴い、下記のとおり、廃棄物関連部門の移転等を実施することとなりました。

記

- 1 廃棄物部門移転日 平成 26 年 3 月 29 日（土）
- 2 新執務室業務開始 平成 26 年 3 月 31 日（月）
- 3 新たな福島環境再生事務所（本所及び県北支所）の所在（概要）
 - （1）福島環境再生事務所「北庁舎」
（〒960-8031 福島県福島市栄町 1-35 福島キャピタルフロントビル7階）
（TEL 024-573-7330（代表））
 - ・ 首席調整官室
 - ・ 庶務課
 - ・ 経理課
 - ・ 除染対策第一課
 - ・ 除染対策第二課
 - ・ 除染対策第三課
 - （2）福島環境再生事務所「南庁舎」
（〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXCビル）
（TEL 024-563-1290（代表））
 - 〈6階〉
 - ・ 市町村除染推進室
 - ・ 放射能汚染廃棄物対策第一課（北庁舎から移転）※
 - ・ 放射能汚染廃棄物対策第二課（北庁舎から移転）※
 - ・ 減容化施設整備課（北庁舎から移転）※
 - ・ 県北支所
 - 〈4階〉
 - ・ 中間貯蔵施設等整備事務所（6階から移転（移転済））

※廃棄物関連部門の直通電話

- ・ 放射能汚染廃棄物対策第一課 024-573-7547
- ・ 放射能汚染廃棄物対策第二課 024-563-6951
- ・ 減容化施設整備課 024-563-6954